

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案		別表		現行	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
一 号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百三十一番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九百七十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで並びに小田原市風祭字盥下百五十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十二番一及び同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。）	一 号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百三十一番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九百七十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一から同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）
四十六号	盛岡市津志田十五地割二十七番十二から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで	四十六号	盛岡市上田三丁目二番一から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
百十三号	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで	百十三号	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで	（略）	（略）	（略）	（略）
百十五号	相馬市山上字小田原三百番十一から同市東玉野字東日向七十二番一まで（同市山上字小田原三百番十一から同市山上字落合一番一及び同市東	（新設）	（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）

五百六号	(略)	那覇市字鏡水箕隅原五百四十二番一から沖繩県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一まで	四百七十号	(略)	輪島市杉平町四十一番三から石川県鳳珠郡穴水町字留地ヶ九十八番まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで	(略)	削除	(略)	削除	(略)	百三十八号	(略)	富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで及び小田原市風祭字壙下百五十七番二から同市本町一丁目百十五番四まで	(略)	玉野字ウト沼四十五番十を経て同市東玉野字東日向七十二番一までを除く。
------	-----	--	-------	-----	--	-----	----	-----	----	-----	-------	-----	---	-----	------------------------------------

五百六号	(略)	那覇市字鏡水溜屋原千十一番一から沖繩県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一まで	四百七十号	(略)	輪島市杉平町四十一番三から石川県鳳珠郡穴水町字留地ヶ九十八番まで及び七尾市千野町二十七番から小矢部市水島二千百四十九番二まで	(略)	二百号	(略)	北九州市八幡西区黒崎三丁目四十二番八から直方市津田町千百七番の三まで	(略)	百三十八号	(略)	富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一から小田原市本町一丁目百十五番四まで	(略)	
------	-----	--	-------	-----	--	-----	-----	-----	------------------------------------	-----	-------	-----	--	-----	--